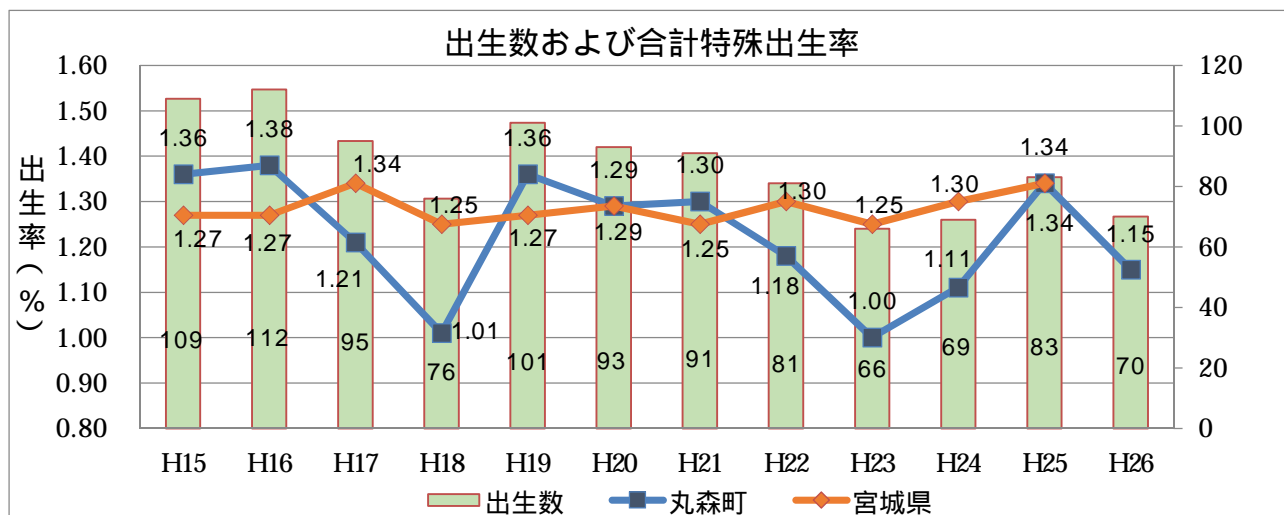


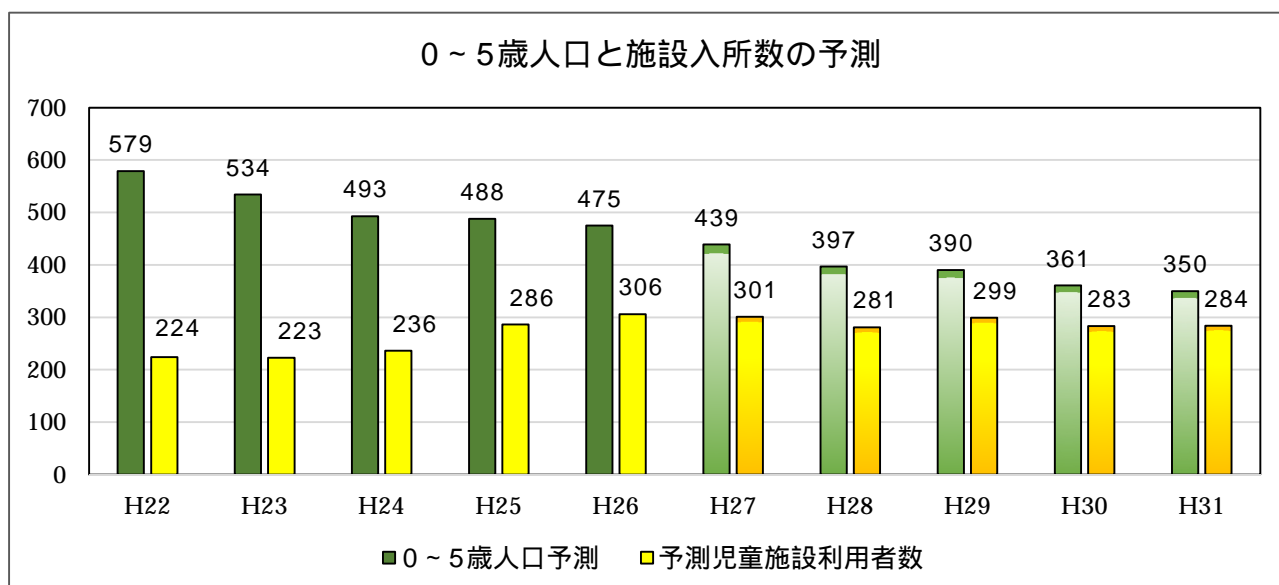
これからの保育所・児童館の運営について

～ 保育所・児童館の運営に関する基本方針（改定版）～

1 丸森町の出生数 ～現在の状況と今後の見通し



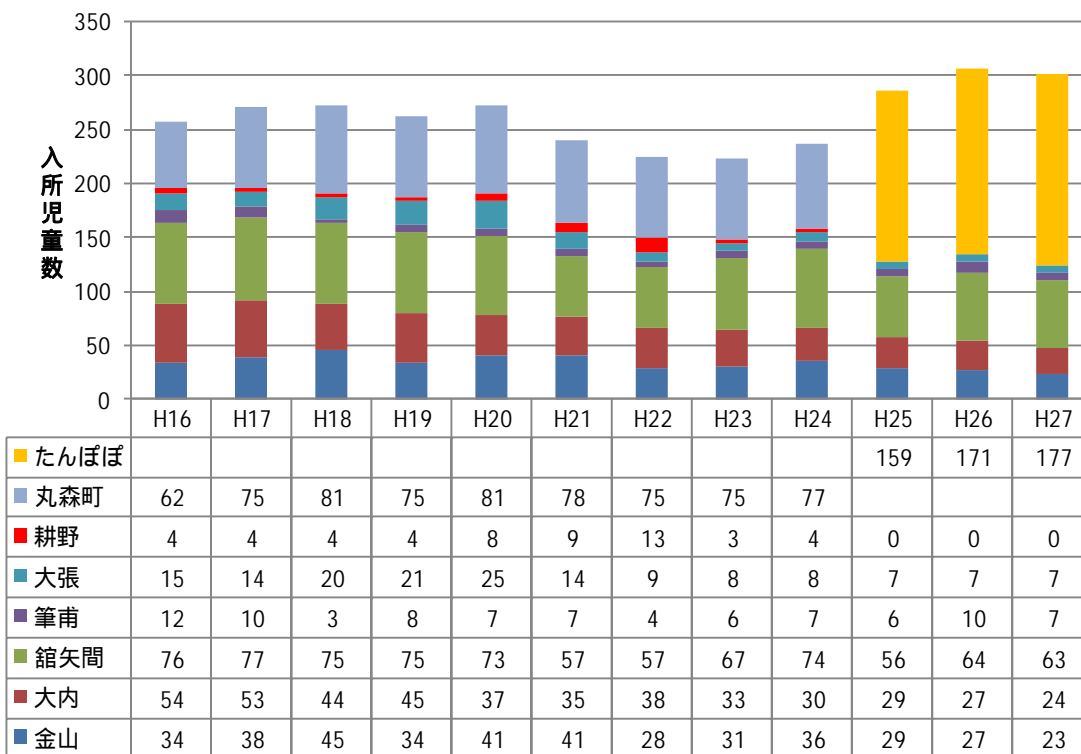
	丸森	金山	筆甫	大内	小斎	館矢間	大張	耕野	計
平成16年度	41	4	4	19	7	19	4	8	106
平成17年度	37	8	1	20	5	27	5	3	106
平成18年度	18	4	3	9	6	17	1	6	64
平成19年度	35	11	3	14	7	24	4	3	101
平成20年度	33	7	4	9	7	20	2	7	89
平成21年度	31	3	10	14	5	29	7	6	105
平成22年度	18	3	0	10	2	23	4	3	63
平成23年度	28	5	2	5	8	22	1	3	74
平成24年度	19	4	4	11	6	12	7	3	66
平成25年度	26	5	1	8	4	27	7	1	79
平成26年度	34	5	2	13	5	11	4	2	76



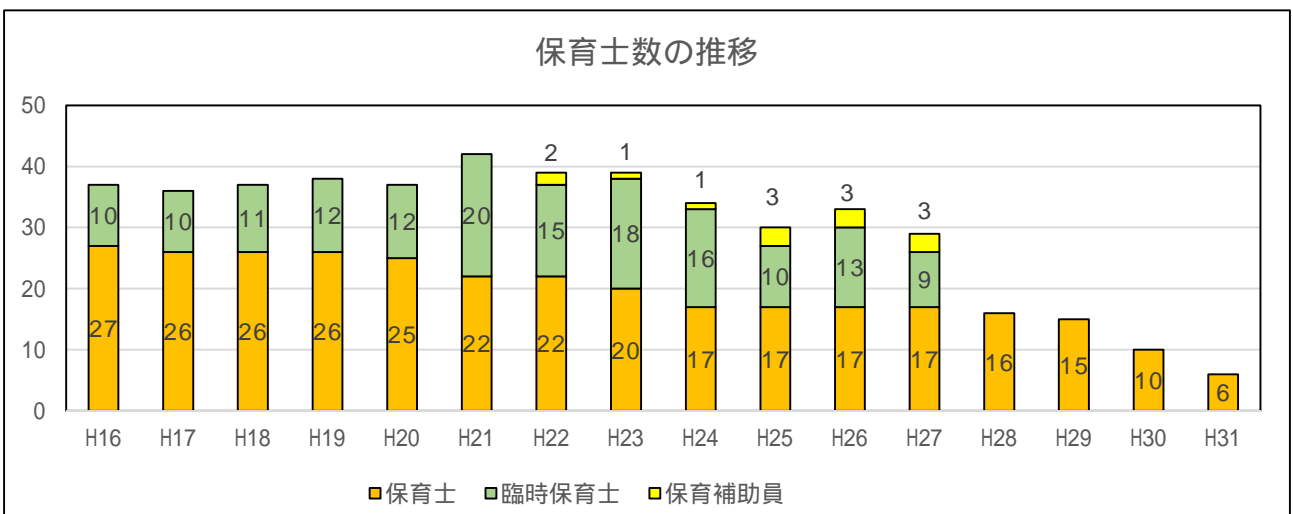
2 丸森町の児童福祉施設

名称	種別	設置者	管理者	建設年度	構造	延床面積	定員	27入所	入所率
金山保育所	認可	丸森町	丸森町	S55	鉄筋コンクリート平屋	537.77	35	25	71.4
大内保育所	認可	丸森町	丸森町	S53	鉄筋コンクリート平屋	459.99	35	26	74.3
館矢間保育所	認可	丸森町	丸森町	S52	鉄筋コンクリート平屋	613.35	70	67	95.7
筆甫保育所	へき地	丸森町	丸森町	S63	鉄筋コンクリート平屋	321.30	15	7	46.7
大張児童館	児童館	丸森町	丸森町社会福祉協議会	S57	鉄筋コンクリート平屋	256.09	20	7	35.0
耕野児童館	児童館	丸森町	丸森町	S56	鉄筋コンクリート平屋	256.09	休館	中	
丸森たんぼこども園	認定こども園	丸森町社会福祉協議会	丸森町社会福祉協議会	H24	木造平屋建	1599.01	185	183	98.9

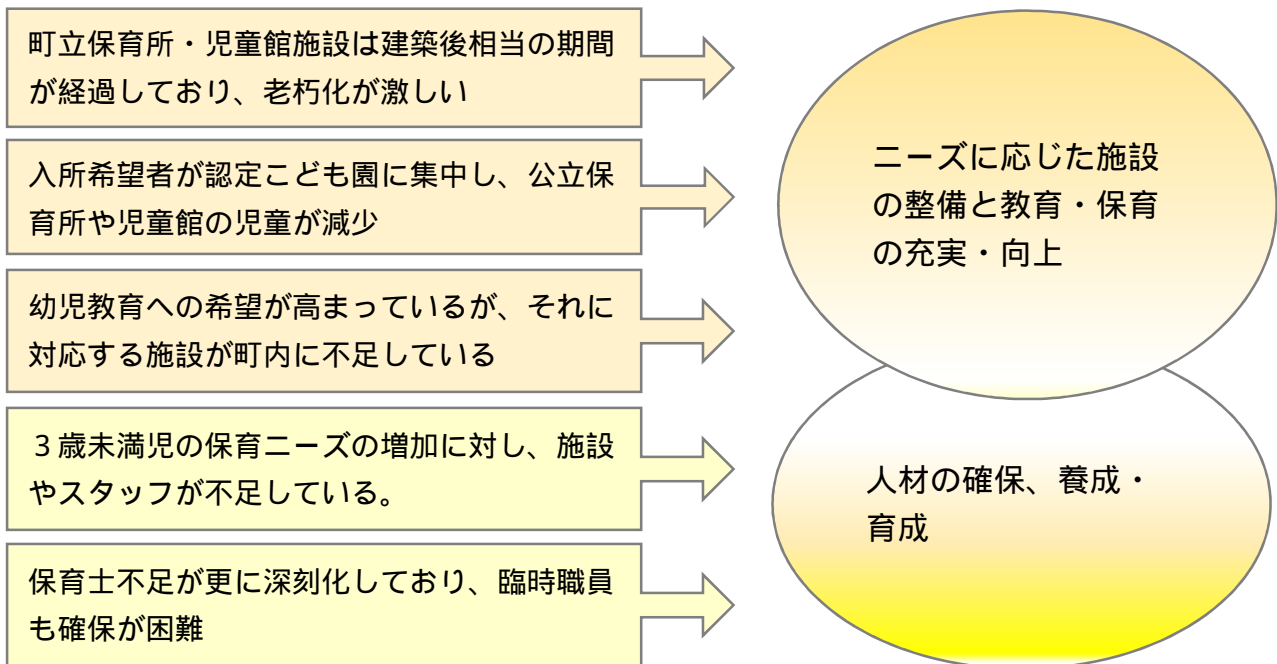
入所者数の推移



保育士数の推移



3 保育所・児童館をめぐる問題



4 今後の方針

本町の少子化は依然として歯止めがかかるまでには至らず、今後の保育施設の入所者数は減少する見込みですが、その一方、保護者からはより質の高い幼児教育・保育を求める声が高まっており、その傾向は益々強まっていくものと見込まれます。

しかしながら、町内保育所・児童館施設の老朽化が一段と進んでおり、それらを運営すべき専門的な人材の確保も困難となりつつあることから、このままでは「子育て支援のまちづくり推進計画」でめざす「質の高い施設型保育の実施」ができなくなる惧れがあります。

また、保育所等の施設整備経費に係る補助制度が民設による施設に対してのみであるため、公立施設の改築には多額の財政負担が避けられません。

1 老朽化が著しい館矢間保育所を廃止し、近隣の保育所も含め民設民営の幼保連携型認定こども園として再編し、町内の拠点施設のひとつとして位置づけます。

2 丸森たんぼぼこども園については、町内拠点施設のひとつとして位置づけ、引き続き民営の保育所型認定こども園としての運営を支援していきます。

選択と集中によって限られた資源を効果的に活用し、ニーズに適合した教育・保育サービスを確保するため下記により施設の再編を推進します

3 上記以外の保育所・児童館については、拠点施設への集約化を促進しますが、一定の需要が見込まれる場合は認定こども園の分園化、地域型保育事業への転換も検討します。

4 保育士の確保・養成については、各種養成機関や宮城県保育士・保育所支援センターと連携しながら引き続き取り組んでいくとともに、待遇改善に向けた事業者の取り組みを支援していきます。

各施設の方向性

施設名	平成 20 年度基本方針	今後の基本方針
金山保育所	民営による 1 歳児から 5 歳児の保育	廃止し拠点施設へ集約
大内保育所	民営による 1 歳児から 5 歳児の保育	廃止し拠点施設へ集約 またはこども園の分園に転換
舘矢間保育所	民営による 1 歳児から 5 歳児の保育	廃止し民営による幼保連携型認定こども園に転換し、拠点施設のひとつとして位置づける
筆甫保育所	指定管理制度又は業務委託による 3 歳児から 5 歳児の保育	廃止し拠点施設へ集約 または小規模保育事業(C 型)へ移行を検討
大張児童館	指定管理制度により 3 歳から 5 歳の保育、併せて「子どもの居場所」として運営	幼児保育については廃止し拠点施設へ集約 または小規模保育事業(C 型)へ移行を検討
耕野児童館	指定管理制度により 3 歳から 5 歳の保育、併せて「子どもの居場所」として運営	幼児保育については廃止し拠点施設へ集約

新しい幼保連携型認定こども園は、概ね平成 30 年頃の建築を目標として準備を進めており、今年度中に場所や規模、サービス内容、経営主体などを決定することをめざしています。

舘矢間保育所以外の施設については、原則として新しい幼保連携型認定こども園の開設までの間は、これまで同様に児童を受け入れて保育を行います。

こども園の具体的な整備計画や、その他の保育所等の最終的な方向性については、皆さまからのご意見も踏まえながら今後更に検討を進め、結果がまとまった時点で再度ご説明をさせていただきます。

この件に関するご意見やご質問は下記までお願いします。

丸森町役場 子育て定住推進課子育て支援班

電話 72-3013 FAX 72-3040

E-Mail : kosodatesien@town.marumori.miyagi.jp

幼保連携型認定こども園とは

保護者が働いている、いないにかかわらず、就学前の児童を受け入れ、幼稚園・保育所に匹敵する水準の教育・保育を一体的に行う施設です。

保育所型認定こども園との違いは...

	幼保連携型認定こども園	保育所型認定こども園
法的位置づけ	認定こども園法に基づく施設	児童福祉法に基づく認可保育所
機能	教育基本法上の学校教育と児童福祉法上の保育を一体的に提供する	通常の保育に加え、保育を必要としない満3歳以上の子どもも受け入れて保育を行う
クラス編成	3歳以上児はクラス編成必須	クラス編成は必須ではない
職員	保育教諭	保育士

教育・保育内容の基準

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づきます

	午前	午後	夕方
3号認定(保育が必要な0~2歳児)	保 育		
2号認定(保育が必要な3~5歳児)	教 育 活 動	保 育	
1号認定(保育の必要がない3~5歳児)	教 育 活 動		

必要に応じて預かり保育あり

地域型保育事業とは

新しい子ども・子育て支援制度では、こども園・保育所などの施設型保育は、原則利用定員20人以上とされています。このため、人口減少地域での未満児保育に対応する「地域型保育事業」が子ども・子育て支援法の給付対象とされました。

地域型保育事業は4種類の事業に分かれます。

小規模保育事業 ...少人数(利用定員6人~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う事業です。保育所分園に近いA型から家庭的保育に近いC型まで、三つのタイプに分かれます。

家庭的保育事業 ...家庭的な雰囲気のもとで、少人数(5人以下)を対象に保育を行う事業です。

事業所内保育

居宅訪問型保育

地域型保育の対象は、原則として保育が必要な0~2歳児(3号認定こども)です。

地域型保育事業者は、他のこども園や保育所を連携施設として確保することが必要です。